

利用にあたって

1 2018年漁業センサスの概要

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、調査の概要は次のとおりである。

（1）調査の目的

2018年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

（2）調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法	
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員	調査員調査（面接調査も可能） 又はオンライン調査	
	海面漁業地域調査		郵便調査又はオンライン調査	
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員)	調査員調査（面接調査も可能） 又はオンライン調査	
	内水面漁業地域調査		郵便調査又はオンライン調査	
流通加工 調査	魚市場調査			
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査			調査員調査又はオンライン調査

注）網掛部分（「海面漁業調査」の「漁業経営体調査」以外）：農林水産省が直接調査を実施

2 海面漁業調査 漁業経営体調査の概要

（1）調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

（2）該当市町数

13市町（県内）

（3）調査事項

- ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- イ 個人経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

（4）調査期日

平成30年11月1日現在

（5）調査方法

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

（６）集計方法

ア 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

イ 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

（ア）当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

（イ）（ア）以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

（７）今回調査の主な改正点

ア 前回調査（2013年）まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者（役員等）及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

また、いずれの者も海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を1～3位まで把握した。

イ 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。

ウ 漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」に含めていた「とらふぐ養殖」を分離するとともに、「とらふぐ養殖」の養殖場の施設面積を新たに把握した。また、「まぐろ類養殖」としていた名称を「くろまぐろ養殖」に変更した。

エ 前回調査（2013年）まで、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が1・2位の漁業種類を把握するとともに、動力漁船別に販売金額が最も多かった漁業種類について把握してきたが、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が多いものを1～3位まで把握するとともに、販売金額の多い魚種を1～3位まで新たに把握した。あわせて、動力漁船についても出漁日数が多い漁業種類を1～3位まで新たに把握するとともに販売金額が多い漁業種類を1～3位まで把握した。

オ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層（10億円以上）に該当する場合に新たに実額を把握した。

カ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、外食産業を追加するとともに、消費者への直接販売の状況を詳細に把握するため、消費者に直接販売のうち、自営の水産物直売所、その他の水産物直売所、他の方法を追加した。

キ 漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。

ク 以下の調査項目は削除した。

（ア）個人経営体における漁業従事世帯員の使用した動力漁船の大きさ

(イ) 個人経営体における遊漁船業の利用者数

(ウ) 個人経営体の雇用者数や団体経営体の従事者数の居住地区別人数

3 調査結果の利活用

(1) 総務省が行う「地方交付税法」(昭和 25 年法律第 211 号)に基づく普通交付税算定の際に利用

(2) 「漁業法」(昭和 24 年法律第 267 号)に基づき、漁業調整委員会に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対する交付金算出の基礎資料として利用

(3) 水産基本計画に基づき、沿岸漁業について望ましい生産構造の展望を提示するために、漁業経営体数、漁業就業者数等を利用

(4) 各種水産統計調査の母集団として利用

4 利用上の注意

(1) 構成比(%)は四捨五入のため、内訳の合計が 100%にならない場合がある。

(2) 表中の記号は、次のとおりとする。

「—」 該当数値のないもの

「0.0」 数値が単位未満のもの

「△」 負数又は減少したもの

「x」 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(3) 漁業センサスは属人調査(漁業経営体が居住する地域別に集計する方法)であるため、漁業経営体以外の都道府県や他の市区町村で営んだ漁業であっても、その経営体が居住する都道府県・市区町村・漁業地区において、営んだ漁業経営体数に計上している。

5 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が 2 以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

6 報告書の内容

この報告書は、令和 2 年 1 月 17 日に農林水産省が公表した「2018 年漁業センサス 総括編」の中から主な項目について広島県が独自でとりまとめたものである。